

# 新しい政令および税務に関する最新情報

2018年10月



JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

# 内容

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の通り、新しい政令および税務に関する最新情報をご案内させていただきます。

1.



物品販売・役務提供に伴う電子インボイスに関する政令Decree 119/2018/ND-CP

2.



付加価値税に関する規定を改正するCircular 82/2018/TT-BTC

3.



企業登録に関する規定を改正するDecree 108/2018/ND-CP

4.



移転価格文書作成義務が免除される企業の活動分野

5.



関連者取引を持つ企業が損失を計上した場合の支払利息は全額が損金不参入

6.



法人株主代表者へ支払う報酬の個人所得税源泉徴収はどうするか？

7.



出張の有無を問わずに支払う月次一定額の出張費は個人所得税課税所得

8.



自然災害防災納付金は個人所得税課税対象

9.



従属支店での税務申告

10.



外国の契約相手へ精算する割引は外国契約者税の課税対象

11.



合併法人は納税義務も承継

## 1. 物品販売・役務提供に伴う電子インボイスに関する政令Decree 119/2018/ND-CP

物品販売・役務提供に伴う電子インボイスに関する新しいガイダンスとなる2018年9月12日付け政令Decree 119/2018/ND-CP（以下Decree 119）が政府から発行されました。Decree 119には、以下のような注意すべき新しい点があります。



### 電子インボイス使用への移行について:

本政令によれば、企業、経済組織、事業世帯・個人での電子インボイス実施を遅くとも2020年11月1日までに完了する必要があります。

2018年11月1日から2020年10月31日までの期間、政令[Decree 51/2010/ND-CP](#)およびDecree 04/2014/ND-CPは依然として効力を持ちます。上述の政令に基づいて印刷業者で印刷したインボイス、自社印刷のインボイスの発行通知をした、または、税務当局のインボイスを購入した企業、経済組織、事業世帯・個人は、2020年10月31日まで当該インボイスの使用を継続することができます。

2018年11月1日から2020年10月31日までの期間、税務当局から発行されるコード付き電子インボイスへの変更通知を受けた企業が、情報技術インフラの条件をまだ満たしておらず、上述の形態によるインボイスの使用を継続する場合、付加価値税の申告書提出と同時に、本政令に伴い公布された様式03に基づいて税務当局へインボイスデータを送付する必要があります。



### 電子インボイス使用開始に伴う紙のインボイスの破棄について:

電子インボイス（税務当局が発行するコードを持つ電子インボイス、および、コードのない電子インボイスとも）の使用開始時点以降、企業、経済組織、その他組織、事業世帯・個人は、未使用で残っている紙のインボイスを破棄しなくてはなりません。



#### 電子インボイスの紙の証憑への変換について:

Decree 119では、合法的な電子インボイスを紙の証憑へ変換することができると規定しています。この変換に際しては、電子インボイスと紙の証憑の内容が正確に整合性を持つことを担保する必要があります。

電子インボイスを紙の証憑へ変換した場合、紙の証憑は、規定に基づく記帳、モニタリングのための保存の価値を持つのみであり、税務当局へのデータ送信を伴うキャッシュレジスターから生成されるインボイスの場合を除いて、取引、精算のための効力は持ちません。



#### コードを持たない電子インボイスの発行を許される多数の企業について:

電力、石油、郵便・通信、運輸、飲料水、金融・信用、保険、医療、電子商取引、スーパーマーケット、商業などの分野で事業を行う企業、および、電子手段で税務当局との手続きを実施したことがあるまたは実施する予定の企業で、基準を満たす会計ソフトウェアシステムを持つ企業は、物品販売・役務提供のその都度の価額を問わず、物品販売・役務提供に伴い税務当局が発行するコードを持たない電子インボイスを使用することができます。税務当局が発行するコードを持たない電子インボイスとは、物品販売・役務提供を行う組織が購入者へ送付する電子インボイスで税務当局のコードを持たない種類のものです。

但し、上述の企業が税務に関する高リスク企業に該当する場合には、物品販売・役務提供のその都度の価額を問わず、税務当局のコードを持つ電子インボイスを使用する必要があります。

그러나, 상기의 각 영업자는 세무의 큰 리스크에 속하면 세무의 세코트 있는 송장을 사용해야 하고 상품판매, 서비스공급의 매번 가치를 구분하지 않다.



## 2.付加価値税に関する規定を改正するCircular 82/2018/TT-BTC

Circular 219/2013/TT-BTCの一部規定を廃止する2018年8月30日付けCircular 82/2018/TT-BTCが財政省から発行されました。本Circularにより、2013年12月31日付け財政省Circular 219/2013/TT-BTCの第7条第10項a.4における例37の内容が削除されました。この例37の削除は、Circular 219/2013/TT-BTC第4条第6項に規定される通り、土地使用権譲渡は付加価値税の非課税対象であるという内容との一貫性を保つのが目的です。



### 3.企業登録に関する規定を改正するDecree 108/2018/ND-CP

企業登録に関する2015年9月14日付けDecree 78/2015/ND-CPを改正する2018年8月23日付けDecree 108/2018/ND-CP(以下Decree 108)が発行されました。

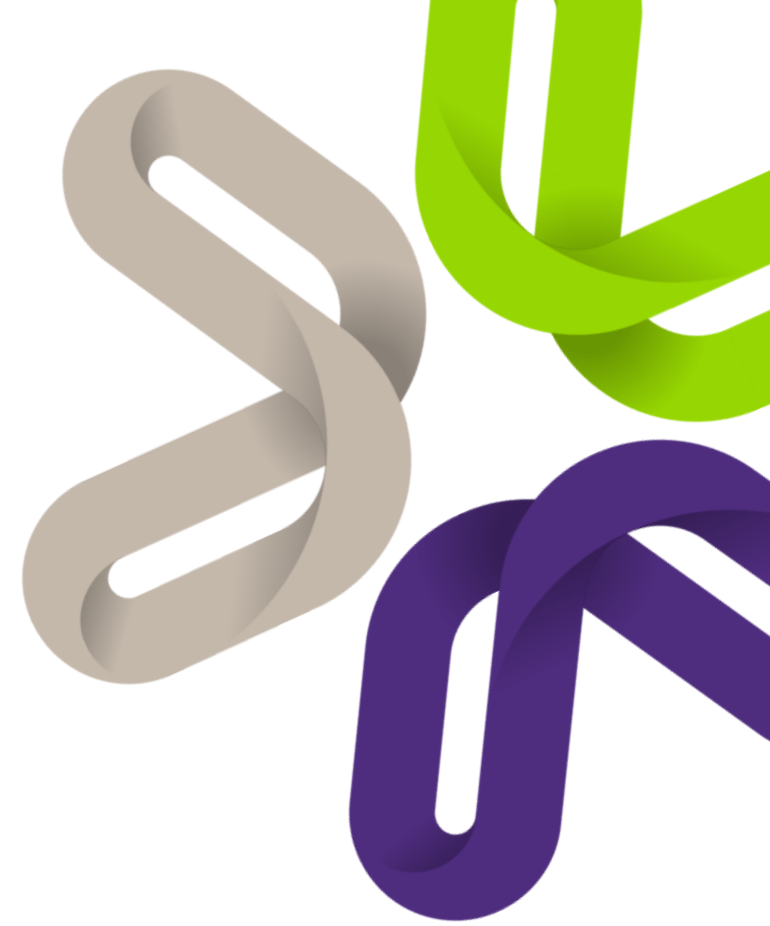
Decree 108の注意すべき内容の一つとしては、「企業登録申請書、企業登録内容変更通知書、企業登録書類における決議書、決定書、議事録への社判押印は必ずしも必要ではない」という規定が追加されたことです。

また、個人が企業登録手続き実施の委任を受けた場合、委任を受けた者は、手続き実施時に、企業登録手続きの委任状を提出する必要がありますが、この委任状については、公証または原本認証をする必要は必ずしもありません。

営業地については、本店または支店を設置している省、中央直轄都市にしか営業地を置けないという制限がDecree 108により廃止されました。この改正により、本店や支店の設置をせずに、各省・中央直轄都市へ営業地を置くことが可能になります。

その他、Decree 108では、社判の印鑑登録手続きに関する規定が追加されました。これによれば、この手続きは、現在、インターネットを通じて実施することが可能で、企業登録局へ紙の書類を提出する必要はありません。

専用ウェブサイトを紹介した企業登録、定款資本・出資比率の変更登録、設立株主の情報変更、企業登録の内容広告などの幾つかのその他重要手続きについても、改正されています。



#### 4. 移転価格文書作成義務が免除される企業の活動分野

移転価格文書作成義務の免除条件に関する2018年8月23日付け Official Letter 3260/TCT-TTrが税務総局から発行されました。これによれば、単純な機能の事業活動ではなく、販売業、製造業または加工業の3つの分野のどれにも該当しない(同社は役務を提供する会社)場合には、移転価格税制に関する2017年2月24日付け政令Decree 20/2017/ND-CP第11条第2項cの規定に基づく移転価格文書作成義務の免除条件を満たさないというガイダンス内容になっています。従って、このOfficial Letterからは、販売業、製造業または加工業以外の活動分野(例えば、このOfficial Letterでの事例のような役務を提供する企業)の場合には、移転価格文書の作成義務は免除されないと理解されます。

#### 5. 関連者取引を持つ企業が損失を計上した場合の支払利息は全額が損金不参入

法人所得税の税務政策に関する2018年6月15日付けOfficial Letter 5772/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。このOfficial Letterによれば、関連者間取引が発生した場合、期中のEBITDA(利払前・税引前・減価償却前利益)がゼロより小さい場合、つまり、利益がなく損失となる場合には、期中の支払利息全額が損金不参入となり、法人所得税の計算に際して損金としては認められなくなります。



## 6. 法人株主代表者へ支払う報酬の個人所得税源泉徴収はどうするか？

個人所得税に関する2018年6月14日付けOfficial Letter 5635/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。このOfficial Letterによれば、国営企業では無い法人株主が持つ出資分の代表者である取締役会構成員（会社の管理運営に専任参加していない取締役構成員）へ報酬を支払う場合、その都度の支払い額が2百万VND以上であれば、会社は支払い前に所得額の10%を個人所得税として源泉徴収する必要があります。従って、この場合、取締役会構成員へ支払われる報酬は、労働契約を締結していない個人へ支払う報酬等として見なされます。



## 7.出張の有無を問わずに支払う月次一定額の出張費は個人所得税課税所得

個人所得税に関するガイダンスとして2018年5月30日付けOfficial Letter 4888/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。具体的には、出張をする労働者に対して一定額の出張費(旅費、宿泊費、出張手当を含む)を支給する場合、会社規定または労働契約に基づいて金額および支給条件が具体的に規定されており事業活動に資するものは、労働者の個人所得税課税所得へは含めません。但し、出張の有無を問わず会社規定または労働契約で規定された一定額の出張費を毎月支払う場合には、規定に従い、個人所得税課税所得へ含めて、税額を源泉徴収する必要があります。

## 8. 自然災害防災納付金は個人所得税課税対象

自然災害防災納付金の個人所得税政策に関するガイダンスとして2018年7月10日付けOfficial Letter 6730/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。これによれば、自然災害防災法およびその他関連法令（政令、各地方人民委員会の決定など）の規定に基づく自然災害防災納付金は、規定により強制的に労働者の給与から控除されるものですが、現行法では個人所得税の計算に際して控除対象にはなっていません。

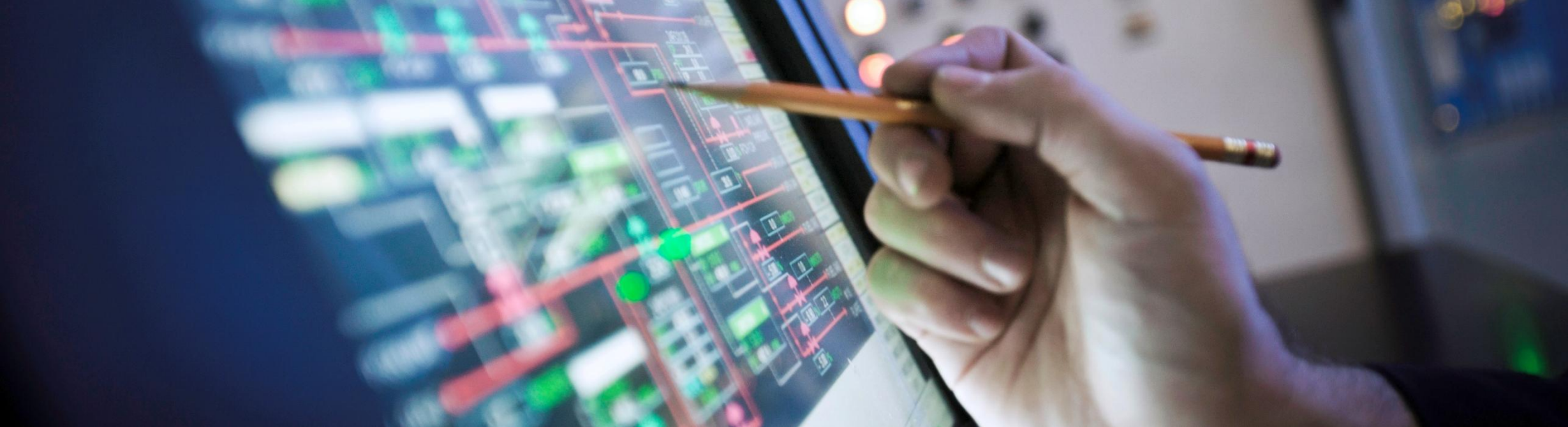




## 9. 従属支店での税務申告

税務申告に関するガイダンスとして2018年6月14日付けOfficial Letter 5665/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。これによれば、他省に支店を設置して従属支店会計を行い、かつ、収益、費用が発生する場合、当該支店は、当該支店の管轄税務当局へ付加価値税申告書類を自身で提出する必要があります。もし当該支店が労働者へ所得を直接支払う場合には、管轄税務当局へ個人所得税申告書類も提出する必要があります。従属支店の法人所得税については、会社が申告の責任を負います。

但し、支店が法人所得税優遇措置の享受期間中にある場合、支店の事業活動から生じる所得を分けて計算し、別途、申告・納税を行います。当該地域での納税額を費用の比率で配分することはできません。法人所得税優遇措置の享受期間中における当該地域での納税額は、当該地域で発生した所得額に基づいて決定します。



## 10. 外国の契約相手へ精算する割引は外国契約者税の課税対象

外国契約者税の政策に関するガイダンスとして2018年6月14日付けOfficial Letter 5658/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。このOfficial Letterによれば、外国に所在する親会社に対して役務を提供する場合で、この役務提供契約の中で、親会社から役務報酬を前払いしてもらい、前払いに対する割引の精算をすることになっている場合、当該割引額は、債権債務の相殺による精算の場合も含めて、外国契約者税の課税対象となります。在ベトナム子会社は、外国契約者税の税額を控除して、親会社に代わって納税する責任を負います。この場合の税率は、法人所得税の分が5%となりますが、付加価値税については非課税対象に該当しますので控除する必要はありません。

## 11. 合併法人は納税義務も承継

企業合併に伴う税務政策に関するガイダンスとして2018年6月29日付けOfficial Letter 6323/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。具体的には、企業合併に際して、被合併法人は、管轄税務当局に対して確定申告の手続きを実施する必要があり、合併前に納税義務を履行しておく責任を負います。

被合併法人が納税義務の履行を完了していない場合、被合併法人の活動停止時点までを対象とする税務調査による税務に関する権利および責任（納税額、控除可能税額、過納額）を全て合併法人が承継します。被合併法人の税務調査結果に基づいて、税務に関する権利義務を合併法人へ承継する合意書を作成して、引き続き規定に基づく納税義務を履行します。

# Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは  
下記サイトへアクセス下さい。

[grantthornton.com.vn](http://grantthornton.com.vn)

## Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam  
T + 84 24 3850 1686  
F + 84 24 3850 1688

### Hoang Khoi

Tax Partner  
National Head of Tax  
D +84 24 3850 1618  
E [khoi.hoang@vn.gt.com](mailto:khoi.hoang@vn.gt.com)

### Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 24 3850 1620  
E [du.nguyen@vn.gt.com](mailto:du.nguyen@vn.gt.com)

### 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 24 3850 1680  
E [kaoru.okata@vn.gt.com](mailto:kaoru.okata@vn.gt.com)

### 満重 弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager – Japanese Desk  
D +84 24 3850 1689  
E [hiroshi.mitsushige@vn.gt.com](mailto:hiroshi.mitsushige@vn.gt.com)

## Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam  
T + 84 28 3910 9100  
F + 84 28 3910 9101

### Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 28 3910 9231  
E [hungdu.nguyen@vn.gt.com](mailto:hungdu.nguyen@vn.gt.com)

### Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 28 3910 9235  
E [valerie.teo@vn.gt.com](mailto:valerie.teo@vn.gt.com)

### Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
D +84 28 3910 9233  
E [mongvan.tran@vn.gt.com](mailto:mongvan.tran@vn.gt.com)

### 唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk  
D +84 28 3910 9135  
E [masato.karoji@vn.gt.com](mailto:masato.karoji@vn.gt.com)

### Nguyen Thu Phuong

Tax Director  
D +84 28 3910 9237  
E [thuphuong.nguyen@vn.gt.com](mailto:thuphuong.nguyen@vn.gt.com)